

谷口 勢津夫

高等司法研究科・教授

【研究】

これまでに引き続き、租税回避を中心に研究を進め、「租税回避と税法の解釈適用方法論—税法の目的論的解釈の『過形成』を中心に—」(岡村忠生編『租税回避研究の課題と展開』[ミネルヴァ書房]所収)を公表したが、本年度から要件事実論に本格的に取り組み、「租税回避否認規定に係る要件事実論」(伊藤滋夫＝岩崎政明編著『租税訴訟における要件事実論の展開』[青林書院・近刊]所収)を執筆した。

これと並行して、訴訟法、とりわけ訴訟要件についても研究し、「過大納付税額の不当利得返還請求の許容性」(曾和俊文ほか編著『行政法理論の探究』[有斐閣]所収)を公表したほか、「課税処分取消訴訟に係る訴えの利益と更正の請求の排他性」税法学575号(2016年5月刊行予定)を執筆した。

以上の各論文は、「税法と司法」という枠組みの中での研究の成果として位置付けている。

【教育】

第1学期はサバティカルにより授業は免除された。

第2学期は、高等司法研究科では、「税法1」(2単位)・「税法2」(2単位)・「税法演習」(2単位)の授業を担当した。「税法1」及び「税法2」では、前年度に引き続き、教科書の指定範囲につき事前にメールでの質問を受け付け、授業時にQ&A形式の補助教材として配付し、事前質問をもって平常点の評価も行った(「事前メール質問制度」)。「税法演習」では、教科書(『ケースブック租税法[第3版]』と『租税判例百選[第5版]』)から検討課題を選定し、判例と合わせて検討した。法学部では、法人税を中心とする「税法2」(2単位)を担当した。なお、法学研究科では、博士前期課程1年生3名を指導し、うち2名は短期修了した。

【管理運営】

サバティカル明けの第2学期に教務委員を務めた。

【社会貢献】

日本税法学会では理事・関西地区研究委員長、租税法学会では理事、IFA (International Fiscal Association)では日本支部理事、を前年度に引き続き務めた。公益財団法人納税協会連合会では第11回・第12回「税に関する論文」選考委員を務め、公益財団法人日本税務研究センターでは第38回・第39回「日税研究賞」選考委員、第11回「商事法務研究会賞」審査委員会委員を務めた。

官庁等では、平成27年司法試験考査委員、独立行政法人造幣局契約監視委員会委員、日本学術会議連携会員などを務めた。